『年金生活者支援給付金 支給金額(改定)通知書·振込通知書』

く表面>



く裏面>



② 年金生活者支援給付金の振込予定日

年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じく原則偶数月の15日です。 ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関 の営業日となります。

6月15日(4月・5月分)・8月13日(6月・7月分) 10月15日(8月・9月分)・12月15日(10月・11月分) 2月15日 (12月・1月分) ・ 4月15日 (2月・3月分)

場合は、改めて年金生活者支援給付金振込通知書をお送りいたします。 ※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の 振込口座を変更する場合、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。

『調整額』欄の見方 さかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合や、年金生活者

支援給付金の過払い金を毎月の支払いからお返しいただく場合にその金額 を表示しています。

このような場合はお手続きが必要となります

日本国外に転居したとき、又は刑事施設等に拘禁された場合は、年金生活 者支援給付金は支給されません。※ このような場合は、必ず届出・手続きが必要となりますので、「給付金専用

アル」またはお近くの「年金事務所」や「街角の年金相談センター」にご相

※手続きは不要ですが、年金が全額支給停止となった場合も年金生活者支援 給付金は支給されません。

※ 右のマークは音声コードです。 目の不自由な方にご自身の給付金の支払に 関する情報を音声でご案内します。



 \bigcirc